

「こうのとりのゆりかご」の運用状況の検証に関する報告（NO. 10）

（検証対象期間：平成21年10月1日～平成21年12月末日）

平成19年5月10日に慈恵病院が設置された「こうのとりのゆりかご（以下、「ゆりかご」という。）」の運用状況の検証結果について、次のとおり報告する。

1 違法性の検討について

上記対象期間の「ゆりかご」の運用状況に刑事法上の「明らかな違法性」は認められない。

なお、子どもの権利を侵害しないように、今後も個別の運用状況を継続的に検討する必要がある。

2 許可時の留意事項の遵守状況について

（1）子どもの安全確保

子どもの安全確保については、特に問題の発生は確認されていない。

① 設備の保守点検は、適正に行われていることが「保守点検表」に基づき確認された。

② 関係職員による運営会議は、適切に開催されており、「ゆりかご」の運用に関する各種連絡・調整が図られている。

（2）相談機能の強化

「ゆりかご」はできるだけ使われないことが望ましく、事前の相談で支援につなげることが本来の目的である。慈恵病院が設置された「SOS赤ちゃんとお母さんの相談窓口」には、10月～12月に合計137件の相談が寄せられており、うち継続相談が必要な事例が33件であった。また、毎月カンファレンス会議を開催し、相談員の情報の共有化を図るなど、病院としての相談業務に取り組まれている。

（3）公的相談機関等との連携

「ゆりかご」の運用に関する公的相談機関等との連携については、警察への通報、児童相談所・市への通告及び情報公開のあり方も含め、適切に対応されている。

3 現時点での検証評価

以上のとおり、「ゆりかご」の運用に刑事法上の「明らかな違法性」は認められず、また、許可時に付した3つの留意事項についても遵守されている。しかし、今後、新たな事例が発生する可能性は否定できないことから、引き続き「ゆりかご」

の運用状況の検証を継続する必要がある。

4 今後の検証のあり方について

今後の検証のあり方については、平成 22 年 4 月の本市児童相談所の開設や平成 21 年 11 月に公表された「こうのとりのゆりかご検証会議・最終報告」の内容も踏まえ、検証体制や検証内容について具体的な検討を進めているところである。

○熊本市要保護児童対策地域協議会「こうのとりのゆりかご」専門部会

第 10 次会议

・開催日時：平成 22 年 1 月 28 日（木）9：00～

（出席委員名簿）

氏 名	役 職	分 野
弟子丸 元紀	益城病院医師	精神科
一門 恵子	九州ルーテル学院大学教授	心理学
国宗 直子	弁護士	法 律
三淵 浩	熊本大学医学部附属病院 新生児学寄附講座教授	小児科
山崎 史郎	熊本学園大学教授	心理学